

岩手県医療局管理規程第3号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 医事企画課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 1件の金額7,000万円以上の支出負担行為のうち、備品に係る予定価格（1台又は1品目の価格が7,000万円以上のものを除く。）の作成に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>4～5 [略]</p>	<p>(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 医事企画課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 1件の金額7,000万円以上の支出負担行為のうち、備品及びソフトウェアに係る予定価格（1台、<u>1本</u>又は1品目の価格が7,000万円以上のものを除く。）の作成に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>4～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年3月29日から施行する。